

議第74号 高島市少年センター設置条例の一部を改正する条例案

現在、市役所内に設置している「高島市少年センター」を、令和6年1月1日付で設置する「ことも若者応援ベース」に移転するため、所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。
 この他、付託された1議案についても「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。



産業建設
常任委員会

委員長 福井 節子

第2回臨時会

議第54号 訴えの提起につき議決を求めることについて

令和3年度高島市農畜産振興事業補助金の交付決定に伴い、概算払いを支払った事案に関し、相手方が令和5年4月30日に補助金の申請を取り下げたため、補助金の返還を命じたが、これに応じないため、同金額および延滞金等の支払いを求める訴えを提起するもの。

採決の結果

「賛成多数」で「可決すべきもの」と決定しました。

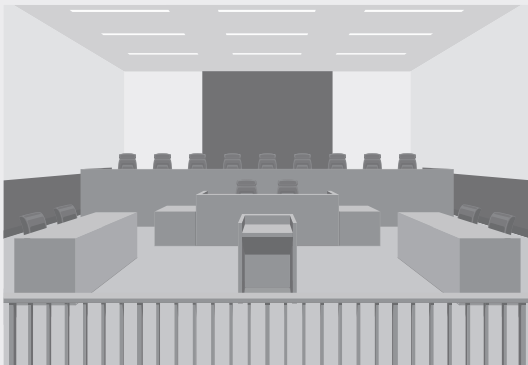
本会議での討論

議第54号 訴えの提起につき議決を求めることについて

反対

森脇 徹議員

徹底的に事実解明と原因究明するとともに、3億7375万円を確実に回収するためには、刑事訴訟は欠かせないものである。民事訴訟と並行して刑事訴訟を提起することが確認できないことから、賛意は表せない。



9月定例会

議第59号 公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

「高島市ガリバー青少年旅行村」の指定管理者が令和5年10月1日にグループ会社に吸収合併されることに伴い、業務を承継する「株式会社マックアース」を現指定管理者の残期間について、指定管理者に指定するもの。

採決の結果

「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

